保土ケ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱

制 定　　令和７年10月27日

（趣旨）

第１条　この要綱は、保土ケ谷区制100周年ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（利用目的）

第２条　ロゴマークは、保土ケ谷区制100周年を区民等と共に祝い、盛り上げ、保土ケ谷区全体の一体感を創出するために利用する。

（定義）

第３条　この要綱において「区民等」とは保土ケ谷区在住者に限らず、保土ケ谷区と深い関わりのある、個人、法人、団体等を含めるものとする。

（デザイン）

第４条　ロゴマークのデザインは、別紙１に定めるとおりとする。

２　ロゴマークのデザイン等の一部改変は認めない。

（利用申請）

第５条　ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用承認申請書（様式第１号）」（以下、「承認申請書」という。）を書面又は横浜市電子申請・届出システムにて横浜市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1)　報道機関が保土ケ谷区制100周年の広報を目的で利用する場合

(2)　横浜市が行う事業等で利用する場合

(3)　保土ケ谷区制100周年事業実行委員会が行う事業等で利用する場合

(4)　保土ケ谷区制100周年記念事業として認定されている事業で利用する場合

(5)　個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において利用する場合

(6)　その他、横浜市長が利用申請を必要としないと特に認める場合

（利用条件）

第６条　ロゴマークは、横浜市長の承認を得たうえで利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は利用することができない。

(1)　横浜市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。

(2)　他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。

(3)　自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用するとき、又はそのおそれのあるとき。

(4)　法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。

(5)　特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。

(6)　ロゴマークのイメージを損なうおそれがあるとき。

(7)　前各号に定めるもののほか、その利用が第２条に定める利用目的に鑑みて不適当であると横浜市長が認めるとき。

（利用承認）

第７条　横浜市長は提出された申請書等に基づき審査のうえ、利用を承認するものについては「利用承認通知書（様式第２号）」により、申請者に通知する。

２　横浜市長は、利用を承認しないときは、「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用不承認通知書（様式第３号）」により、第５条第１項の申請をした者に通知する。

（利用承認期間）

第８条　利用承認申請書で申請する際のロゴマークを利用出来る期間は、最長で承認を得た日から令和10年３月31日までとする。

２ 横浜市長は前項の期間を事業の運営上予告なく変更することが出来る。

３ 前２項の利用期間満了後において、引き続きロゴマークを利用するときは、当該利用が満了する30日前までに「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用期間更新申請書（様式第４号）」（以下、「更新申請書」という。）を横浜市長に提出することとする。

４ 前項の更新申請書により更新できる利用期間は、更新を希望する利用開始日から令和10年３月31日までとする。

５ 横浜市長は、前第３項の規定により申請を受け、その内容について承認する場合には、「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用期間更新承認通知書（様式第５号）」により通知する。

６ 横浜市長は、前第３項の規定により申請を受け、その内容を承認しない場合には、「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用期間更新不承認通知書（様式第６号）」により通知する。

７ 横浜市は利用期間の変更に基づく損害についてその責を負わない。

（承認内容の変更）

第９条　利用者は第７条及び第８条の規定により承認を受けた利用内容を変更しようとするときは、「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用内容変更申請書（様式第７号）」を横浜市長に提出し、変更内容について承認を得るものとする。

２ 横浜市長は、利用内容の変更を承認する場合には、「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用内容変更承認通知書（様式第８号）」により通知する。

３ 横浜市長は、利用内容の変更について承認しない場合には、「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用内容変更不承認通知書（様式第９号）」により通知する。

４ 第６条第１項の規定は、本条第１項の申請について準用する。

（利用上の遵守事項）

第10条　ロゴマークを利用する者は、デザインについて別に定める利用マニュアルを

遵守しなければならない。
２　前項の事項に加え、ロゴマークを利用しようとする者は利用承認を得た利用目的及び利用方法のみに利用すること

（商品等への利用）
第11条　ロゴマークを商品等に利用する者は、その利用にあたり、あらかじめ横浜市へ相談のうえでその承認を得るものとする。

（利用の中止）
第12条　ロゴマークを利用する者がこの要綱に違反したときは、横浜市はその利用の中止を求めることができる。
２ 横浜市長は、前項の規定により、利用を禁止又は承認を解除するときは、「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用禁止・利用承認解除通知書（様式第10号）」により当該利用者に通知する。
３ 利用を禁止又は承認を解除したことにより、当該利用者に損害が生じても、横浜市はその責めを負わない。

（損害賠償）
第13条　横浜市は、ロゴマークを利用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。
２　利用者は、ロゴマークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとする。
３　利用者は、ロゴマークの利用に際して横浜市及び保土ケ谷区に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。ただし、利用者に故意・過失がない場合にはこの限りではない。

（補則）
第14条　この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、横浜市長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和７年10月27日から施行する。

別紙１　ロゴマークデザイン

カラー

モノクロ

様式第1号(第5条第1項)

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク 利用承認申請書

令和　年　月　日

横浜市長

＜申請者＞
(住所又は所在地)
(団体の名称･代表者職氏名)
(電話番号)

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱（以下、「要綱」という。）に同意し、次の通り利用を申請します。なお、利用に際しては利用条件等を遵守することを誓約します。

利用を希望する ロゴマークの名称	保土ケ谷区制100周年ロゴマーク
利用目的	（該当するものに☑をすること。複数可。） □看板類　□広報・印刷物 □WEB・映像　□商品等（　） □その他（　）
利用方法 ・利用対象物	※事業名称や形態など、ロゴマークをどう利用するかが分かるようにお書きください(資料添付でも可)。
利用希望期間	令和　年　月　日 から 令和　年　月　日まで
担当者連絡先	所属： 氏名： 電話：　FAX： Eメールアドレス：
特記事項	

様式第2号(第7条第1項)

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用承認通知書

令和　年　月　日

（申請者）

横浜市長

令和　年　月　日に申請のあった保土ケ谷区制100周年ロゴマークの利用については、次のとおり承認します。

利用者	
承認番号	第　　　　号
利用承認期間	令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日まで
利用方法 ・利用対象物	
遵守事項	「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱」及び「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用承認申請書」の内容を遵守すること

◎利用上の遵守事項等

1 ロゴマークを利用する者は、デザインについて別に定める利用マニュアルを遵守してください。
2 利用承認を得た用途のみに利用してください。
3 ロゴマークを利用する際にかかる費用は、利用者が負担してください。
4 利用条件に違反してロゴマークを利用した場合、ロゴマーク利用承認申請書の内容に虚偽があった場合等の際は、利用条件の変更、利用承認の取消、又は利用物件の回収を求めることがあります。

担当：保土ケ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ケ谷区区政推進課）
電話　045-334-6221
FAX　045-333-7945
Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

様式第3号(第7条第2項)

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用不承認通知書

令和　年　月　日

（申請者）

横浜市長

　年　月　日付で申請のあった、保土ケ谷区制100周年ロゴマークの利用については、次の理由により承認しないことを通知します。

理由	

担当：保土ケ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ケ谷区区政推進課）
電話　045-334-6221
FAX　045-333-7945
Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

様式第4号（第8条第3項）

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用期間更新申請書

令和　年　　月　　日

横浜市長

＜申請者＞
（住所又は所在地）
（団体の名称・代表者職氏名）
（電話番号）

年　月　日付で承認を受けた内容について利用期間を更新したいので、次のとおり申請します。

承認番号	第　　　　　　号
利用方法 ・利用対象物	※事業名称や形態など、ロゴマークをどう利用するかが分かるようにお書きください（資料添付でも可）。
更新期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
担当者連絡先	所属： 氏名： 電話：　　　　　　　FAX： Eメールアドレス：

様式第5号(第8条第5項)

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用期間更新承認通知書

令和　年　月　日

（申請者）

横浜市長

年　月　日付で申請のあった、保土ケ谷区制100周ロゴマークの利用期間の更新について、次のとおり承認します。

承認番号	第　　　　　号
利用方法 ・利用対象物	
利用承認期間	令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日まで
遵守事項	「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱」及び「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用期間更新申請書」の内容を遵守すること
特記事項	

担当：保土ケ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ケ谷区区政推進課）
電話　045-334-6221
FAX　045-333-7945
Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

様式第6号(第8条第6項)

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用期間更新不承認通知書

令和　年　月　日

(申請者)

横浜市長

年 月 日付で申請のあった、保土ケ谷区制100周年ロゴマークの利用期間の更新については、次の理由により承認しないことを通知します。

理由	

担当：保土ケ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ケ谷区区政推進課）
電話　045-334-6221
FAX　045-333-7945
Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

様式第7号(第9条第1項)

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用内容変更申請書

令和　年　　月　　日

横浜市長

＜申請者＞
(住所又は所在地)
(団体の名称・代表者職氏名)
(電話番号)

年　月　日付で承認を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。

承認番号	第　　　　　　　号
利用方法 ・利用対象物	※事業名称や形態など、ロゴマークをどう利用するかが分かるようにお書きください(資料添付でも可)。
変更内容	
担当者連絡先	所属： 氏名： 電話：　　　　　　　　FAX： Eメールアドレス：

様式第8号(第9条第2項)

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用内容変更承認通知書

令和　年　月　日

（申請者）

横浜市長

月　日付で、申請のあった保土ケ谷区制100周年ロゴマークの利用内容の変更については、次のとおり承認します。

承認番号	第　　　　　号
利用方法 ・利用対象物	
変更内容	
遵守事項	「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱」及び「保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用内容変更申請書」の内容を遵守すること
特記事項	

担当：保土ケ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ケ谷区区政推進課）
電話　045-334-6221
FAX　045-333-7945
Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

様式第9号(第9条第3項)

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用内容変更不承認通知書

令和　年　月　日

（申請者）

横浜市長

年　月　日付で申請のあった、保土ケ谷区制100周年ロゴマークの利用内容の変更について、次の理由により承認しないことを通知します。

理由	

担当：保土ケ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ケ谷区区政推進課）
電話　045-334-6221
FAX　045-333-7945
Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

様式第10号(第12条第2項)

保土ケ谷区制100周年ロゴマーク　利用禁止・利用承認解除通知書

令和　年　月　日

（申請者）

横浜市長

年　月　日付承認番号第　　　　　号で承認した､保土ケ谷区制100周年ロゴマークの利用について、次のとおり（利用を禁止・利用承認を解除）することを通知します。

１　（利用を禁止・利用承認を解除）の内容

２　理由

担当：保土ケ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ケ谷区区政推進課）
電話　045-334-6221
FAX　045-333-7945
Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp